１３ 少年司法

⑴ 少年法の適用年齢の引き下げについて

2015（平成27）年６月17日、選挙権年齢を18歳に引きさげる公職選挙法の改正がなされたことを受け、2015（平成27）年9月24日、自民党の特命委員会は、少年法の適用年齢も20歳未満から18歳未満に引き下げるべきとの提言を政府に提出した。これを受けて法務省は、2015（平成27）年11月以降、「若年者の刑事法制の在り方に関する勉強会」を実施し、少年法の適用年齢引下げを含む若年者の刑事法制の在り方についての検討を開始した。しかし、以下に述べるとおり、上記提言は立法事実を見誤っており、少年法の適用年齢の引下げは絶対に阻止しなければならない。

　　つまり、上記提言において、少年法の適用年齢を引き下げる根拠としては、近年、少年事件は増加傾向、凶悪化傾向にあり、少年法が機能していない、厳罰化が必要といった理由が述べられている。

　　しかし、刑法犯少年は、2004（平成16）年から11年連続で減少しており、この10年間では約6割も減少し、戦後最少を更新している。また、殺人・強盗などの凶悪犯も約半減しており、人口比でみても明らかに減少傾向にある。さらには、少年が犯罪に及ぶ理由は、少年法が「甘い」からではなく、少年の未熟性、生育歴に因ることが多く、厳罰化をしたところで、少年事件が減少する可能性は極めて乏しいといわざるを得ない。

　　少年法は、科学的専門的調査（心身鑑別、調査官調査）によるきめ細やかな対応が可能であり、保護処分においても、個別的・教育的処遇が用意されており、少年の更生、社会防衛の観点からも、非常に有効な制度であり、十分に機能しているのである。

　　18歳及び19歳の少年事件は、全少年事件の43％にも及ぶが、これらの少年事件を成人の刑事事件として扱うべきでなく、少年法の適用年齢は引き下げられるべきではない。

⑵ 国選付添人制度の対象範囲の拡充について

国選付添人制度は、2014（平成26）年の少年法「改正」（同年5月7日施行）により、①国選付添人制度の対象事件を死刑又は無期若しくは長期が3年を超える罪の事件に拡大したものの、他方で、②検察官関与制度の対象事件も①と同じ事件に拡大してしまい、少年審判の刑事裁判化を招来し、さらには、③無期代替刑を10年から20年の有期刑、不定期刑を短期上限10年、長期上限を15年に変更するという厳罰化まで図られてしまった。

②及び③の改正は、少年法の理念である成長発達権の保障に反するものであり、今後、少年法が、その理念を損なわず、適正に運用されるよう見守っていかなければならない。

また、①の改正についても、現在は、付添人選任の必要性を家庭裁判所の判断に委ねる裁量国選に過ぎないので、速やかに必要的国選付添となるよう法律改正を求めていくべきである。さらに、今後、国選付添人制度の対象範囲についても、少年鑑別所に送致され身体拘束を受けた少年事件全てに拡大されるよう法律改正を求めていくべきである。

⑶ 少年法「改正」に伴う被害者等の審判傍聴問題について

2008（平成20）年少年法「改正」（同年12月15日施行）によって、被害者等の少年審判の傍聴を認める制度が導入された。

すなわち、少年（12歳未満を除く。）が故意の犯罪行為により被害者を死傷させる罪、刑法第211条の罪（業務上過失致死傷）を行い、被害者等から審判の傍聴の申出があった場合には、裁判所は、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく、相当と認めるときは、被害者等の傍聴を許すことができるものと規定されたのである（少年法第22条の4）。

そもそも、少年審判は、刑事訴訟と異なり、少年の更生、健全育成を目的とした手続であり、懇切を旨として受容的雰囲気の中で行われるべきものであるから、新たに創設された少年審判傍聴制度が、被害者等の意見陳述の申出と相まって、少年を萎縮させたり、審判のケースワーク機能を減退させたりしないかなどの弊害が懸念される。

そこで、上記弊害を考慮し、少年審判傍聴制度、被害者等の意見陳述の申出制度が、少年法の理念を阻害せず、柔軟かつ適切に運用されるよう見守っていく必要がある。

⑷ 改正少年院法・少年鑑別所法の施行への対応

2014（平成26）年少年院法及び少年鑑別所法の改正（2015（平成27）年6月1日施行）により、少年院及び少年鑑別所ごと（計104庁）に視察委員会が設置され、各視察委員会のうち一人は弁護士から選任されることになった。視察委員会が有効かつ充実した活動をできるよう適任者を推薦し、バックアックしていく必要がある。

(5) その他

2007（平成19）年少年法「改正」（同年11月1日施行）により、少年院送致年齢の下限がおおむね12歳とされた結果、若年のまま少年院を仮退院する少年が現れるようになった。中でも家庭に復帰できず、就労もままならず、社会的擁護を必要とする若年の少年については、必要な支援を受けられず、少年院において必要なプログラムを終了したにもかかわらず、その後も少年院での生活を余儀なくされている現状がある。

このように少年司法と社会的擁護の狭間に陥った少年に対しては、家庭裁判所、児童相談所、少年院、保護観察所、地域定着支援センター、その他関係機関が密に連携し、少年の仮退院後の行き先を確保するなど、必要な社会的擁護を受けられる体制を速やかに整える必要があり、弁護士会としても積極的に関与していくべきである。また、付添人弁護士も、担当少年が少年院を仮退院した後の支援に積極的に取り組んでいくべきであり、弁護士会としてはその体制を推進していく必要もある。